

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券
代表取締役執行役員社長 井土 太良
問い合わせ先：経営企画部長 金井 昌樹
電話番号：03-5562-7210（代表）

CFD取引における信託保全開始のお知らせ

株式会社SBI証券（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：井土太良）は、2010年3月31日（予定）より、当社の提供するCFD取引について、「信託保全」を開始することとなりましたのでお知らせいたします。

当社は、これまでもお客様からお預かりした資産を自己の固有資産とは分別して管理してまいりましたが、このたびの金融商品取引法令の改正に伴い、当社のCFD取引においてもお客様の受入保証金をみずほ信託銀行株式会社にて「信託保全」することといたしました。

これにより、万が一当社が破綻した場合でも、みずほ信託銀行株式会社へ信託されているお客様の資産は、受益者代理人を通じてお客様に返還されることとなります。

当社はCFD取引において、債券先物CFDなどの銘柄追加を実施するなど、積極的にサービス内容の拡充を行っており、サービス開始約5ヶ月で10,000口座を突破するなど黎明期にあるCFD取引において多くのお客様のご支持をいただいております。

このたびの「信託保全」の開始によって、お客様にはより安心してお取引いただくことが可能になります。

当社は今後も、高まるグローバル投資へのニーズにお応えするべく、CFD取引の利便性および信頼度向上のための活動を積極的に展開し、市場の発展に貢献してまいります。

●CFDのサービス概要

- ・ 手数料無料（0円）。
- ・ 世界各国の株価指数CFD14銘柄、株価指数先物CFD22銘柄、債券先物CFD3銘柄、商品（先物・現物）CFD6銘柄。
- ・ レバレッジは最大約20倍で高い資金効率での運用が可能。

※詳細につきましては当社WEBサイト（<http://www.sbisec.co.jp/>）をご確認ください。

以上

<信託保全に関する注意事項>

- ・ 信託保全は当社が取扱うCFD取引における取引の元本を保証するものではありません。
- ・ 分別管理すべき金銭の額の計算および必要な金銭の信託は当社が行ないます。受託者であるみずほ信託銀行は当該計算を行ないません。
- ・ みずほ信託銀行は信託された金銭の管理を行ないますが、当該金銭を受益者であるお客様に返還をする義務を負いません。
- ・ 当社の破綻時等における保証金の返還は受益者代理人（乙）を通じて行なわれ、お客さまはみずほ信託銀行に直接返還を請求できません。また、保証金の返還までには一定の期間を要する場合があります。
- ・ 当社の破綻時等に受益者代理人（乙）から保証金の返還を受けるには、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続が必要となります。
- ・ お客さまが当社へ保証金を預入れられてから実際に信託されるまでには一定の日数が掛かり、その期間は信託保全の対象外となる可能性があります。

- ・ 当社の過誤、システム障害、急激な相場変動などにより、当社から適切に信託されなかった場合、保証金が保全されないことがあります。また、当社の破綻時に受益者代理人（乙）がお客様へ返還すべき保証金は、信託財産の範囲内に限定されます。従って、必要な金銭が信託されていなかった場合には、保証金の全額が返還されない可能性があります。
- ・ 当社の破綻時に保証金を返還することを目的として、お客様の個人情報を受益者代理人（乙）およびみずほ信託銀行に提供することがあります。

<金融商品取引法に係る表示>

商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者
 登録番号 関東財務局長（金商）第 44 号
 加入協会 日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会

「CFDの手数料、リスク情報等について」

- ・ CFD取引にかかる手数料は新規・決済共に無料です。
- ・ CFD取引に際して預託すべき必要保証金の額および取引金額の当該保証金の額に対する比率は下記の通りであり、CFDの取引金額が当該保証金の額を上回る可能性があります。

株価指数CFD：取引金額の5%～10%(取引保証金の額の約10倍～約20倍のお取引になります)

株価指数先物CFD：取引金額の5%～10%(取引保証金の額の約10倍～約20倍のお取引になります)

債券先物CFD：取引金額の10%（取引保証金の額の約10倍のお取引になります）

商品先物及び商品現物CFD：取引金額の10%(取引保証金の額の約10倍のお取引になります)

※CFD価格の変動に応じて上記の必要保証金の額は変動いたしますのでご注意ください。

- ・ CFD取引は元本及び利益が保証される取引ではありません。
- ・ CFD取引は、原資産となる国内外の株式、株価指数、株価指数先物、債券先物、商品先物、商品現物の価格を参照して行う取引であり、当社が提示するCFD価格の変動により損失が生じるリスクがあります。また、本取引は保証金取引であり、お客様の差入れた受入保証金の額に比して取引金額が大きいため、CFD価格の変動により、その損失の額が差し入れた受入保証金の額を上回り、元本を超過して損失を被るリスクがあります。
- ・ CFD取引は、国内外に上場する株式、世界の主要な市場の株価指数、世界の主要な市場に上場する株価指数先物、債券先物、商品先物及び商品現物の価格を指標として行われる取引であり、当社が提示するCFD価格はかかる指標を参照して決定されるため、お客様はかかる指標変動を直接の原因として損失を生じるリスクがあります。また、本取引は保証金取引であり、お客様の差し入れた受入保証金の額に比して取引金額が大きいため、係る指標の変動により、その損失の額が差し入れた受入保証金の額を上回り、元本を超過して損失を被るリスクがあります。
- ・ CFD取引において、当社が提示するCFD価格には売付けの価格と買付けの価格に差(スプレッド)があります。
- ・ 株価指数先物CFD、債券先物CFDおよび商品先物CFDには限月(決済期限)があります。最終売買日の取引時間終了までに決済されなかったお客様のポジションは、最終売買日の原資産の清算値を参考としたレートにより強制的に決済されます。
- ・ CFD取引では、金利調整額や配当金調整額等の受払いが発生することがあり、損失を被るリスクがあります。
- ・ CFD取引にかかるご注意事項は上記に限られません。取引の際にはCFD取引の契約締結前交付書面やCFD取引約款などのお客様向け書面をよく読み、取引の仕組みや危険性について十分に理解された上でお取引下さい。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先： 経営企画部 03-5562-7215